上場申請のための
有価証券報告書の訂正事項分

株式会社ジェイエスエス

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分
【提出先】	株式会社大阪証券取引所　代表取締役社長　　藤倉　基晴　殿
【提出日】	平成25年６月10日
【会社名】	株式会社ジェイエスエス
【英訳名】	ＪＳＳ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　藤木　孝夫
【本店の所在の場所】	大阪市西区土佐堀一丁目４番11号
【電話番号】	06－6449－6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　田原　富夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区土佐堀一丁目４番11号
【電話番号】	06－6449－6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　田原　富夫

１【上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分の提出理由】

平成25年５月24日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書の記載事項のうち、「第一部　企業情報　第４　提出会社の状況　６　コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第三部　特別情報　第１　提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表」の記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況等
　　(1) コーポレート・ガバナンスの状況
第三部　特別情報
　第１　提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表
　　重要な会計方針
　　注記事項

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

（省略）

⑤役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（訂正前）

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	44,300	44,300	－	－	－	4
監査役（社外監査役を除く）	8,450	8,450	－	－	－	1
社外役員	2,850	2,850	－	－	－	2

（訂正後）

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	44,300	44,300	－	－	－	4
監査役（社外監査役を除く）	8,450	8,450	－	－	－	1
社外役員	2,850	2,850	－	－	－	3

第三部【特別情報】

第１【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

【重要な会計方針】

（訂正前）

項目	第33期 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	第34期 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	第35期 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号(平成18年７月５日公表分)を適用しております。これによる損益への影響はありません。	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
３．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　１５～３５年 構築物　１０～３０年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第6号」及び「法人税法施行例の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号」）に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う影響は軽微であります。 (以下省略)	（１）有形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　１５～３４年 構築物　１０～３０年 工具、器具及び備品 ３～１２年 (以下省略)	（１）有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (以下省略)

（訂正後）

項目	第33期 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	第34期 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	第35期 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 移動平均法による原価法	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号(平成18年７月５日公表分)を適用しております。これによる損益への影響はありません。	商品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
３．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　１５～３５年 構築物　１０～３０年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号」）に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う影響は軽微であります。 (以下省略)	（１）有形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　１５～３４年 構築物　１０～３０年 工具、器具及び備品 ３～１２年 (以下省略)	（１）有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (以下省略)

【注記事項】

（有価証券関係）

１．その他有価証券

（訂正前）

	種類	第33期（平成20年３月31日）			第34期（平成21年３月31日）			第35期（平成22年３月31日）		
		取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－	440	510	70
	小計	－	－	－	－	－	－	440	510	70
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,300	3,940	△4,360	440	440	－	－	－	－
	小計	8,300	3,940	△4,360	440	440	－	－	－	－
合計		8,300	3,940	△4,360	440	440	－	440	510	70

（注）表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。なお、第34期において減損処理を行い、投資有価証券評価損 3,500千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50％程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（訂正後）

	種類	第33期（平成20年３月31日）			第34期（平成21年３月31日）			第35期（平成22年３月31日）		
		取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－	440	510	70
	小計	－	－	－	－	－	－	440	510	70
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,940	3,940	－	440	440	－	－	－	－
	小計	3,940	3,940	－	440	440	－	－	－	－
合計		3,940	3,940	－	440	440	－	440	510	70

（注）表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。第33期及び第34期において減損処理を行い、投資有価証券評価損 4,360千円及び3,500千円をそれぞれ計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50％程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。